

りんご音楽祭2015・出店規約

【目的】 本規約は「りんご音楽祭2015」の出店における円滑、安全な運営と平等性、法的規制の遵守などを主な目的とします。
この規約に同意し、出店料金の支払いを行うことにより出店契約とさせていただきます。

第1条【出店資格】

- ①出店者は主催者が定めるテーマ・展示・販売趣旨に合う製品、サービスを提供する会社、メーカー、その他ショップなどの事業体に限定される。
- ②主催者は製品、サービスの内容を確認し、展示・販売に適するか否かを決定できる権利を有する。

第2条【出店の申込受付】

- ・出店の申込が多数の場合は、抽選にて決めさせていただきます。

第3条【出店申込および支払期限】

- ① 出店の申込期限は7月21日(火) です。
- ② 実行委員会にて検討後、出店を依頼する店舗には出店料金の請求書並びに出店契約書をメールにて送付致しますので、**8月7日(金)**までに主催者指定の銀行口座に出店料をお振込み下さい。
- ③別紙申込書の主催者受理とお振込み確認次第、正式受付とします。

第4条【出店の小間配置】

- ・申込日、契約日、展示・販売内容、出店規模などを考慮の上、主催者にて決定させていただきます。
尚、決定した小間配置についての異議申し立ては一切受けません。※出店場所はこちらで指定させていただきます。

第5条【出店権利の譲渡・転貸】

- ・出店者は、主催者の許可なく契約小間の全部または一部を他人へ譲渡、貸与などすることはできません。

第6条【出店スペースについて】

① 出店料(2日間)

<飲食店(露天商営業と移動車両販売のみ、臨時飲食店営業では出店できません。)>

フードのみ(12㎡以内) 8万円+売り上げの10%+関係者が使用する500円のチケット50枚

フードとドリンク(12㎡以内) 16万円+売り上げの10%+関係者が使用する500円のチケット50枚

※12㎡を超える場合は3,000/㎡の追加料金になります。

※チケットが規定枚数を越えた分のチケットは1枚300円で買取ます。

※電源(2kw以内) 使用料とゴミ処理代は出店料に含まれます。(発電機等の持ち込み不可)

※ドリンクを販売を希望しても、フードだけの販売をお願いする場合があります。ドリンクの仕入れは、必ずりんご音楽祭実行委員会指定の業者から仕入れて頂きます。

<物販などの飲食店以外>

2,500円/㎡

※電源(1kw以内) 使用料は出店料に含まれます。(発電機等の持ち込み不可)

②飲食ケータリング車両販売でのご応募も可能です。

③テント・机・照明器具を含め、必要な全ての備品はご自身でご用意下さい。主催者側からのレンタルは一切行いません。

第7条【ゴミについて】

- ①お客様へ販売したゴミは出店者の責任において回収して頂きます。場内にはゴミ箱は一切設置いたしませんので、販売した商品のゴミは必ず出店者が回収して下さい。混雑が予想されますので、出店ブースの前に分りやすくゴミ箱を設置して下さい。
- ②各店にて極力ゴミを出さない努力をしてください。場内にゴミが残る商品の販売は控えてください。(使い捨て商品など)
- ③溜まったゴミは必ず主催者が用意するゴミ集積場へ持ってきて下さい。いずれかをして頂かなかった場合は、出店者が責任を持って持ち帰ってください。

第9条【開催時間について】

- ・開催時間は9月26日（土）、27日（日）共に朝8:30から22時までです。
両日、朝 8:30から21時までは必ず営業してください。
搬入は25日（金）16時（東入口駐車場集合、時間厳守!!!）、撤収は27日（日）24時から25時までです。

第10条【時間外警備について】

- ・物損や盗難等の事故に関しましては、責任を負いません。セキュリティについては各出店者でご留意ください。

第11条【出店販売禁止品・禁止行為について】

下記のを会場へ持ち込むこと、展示・販売することを禁止します。

- ・コピー商品（模造品）及び盗品、またはその恐れがあるもの。
- ・違法商品。
- ・麻薬類及び違法商品でなくともそれに類すると判断するもの。
- ・風紀を著しく乱すもの。（アダルト商品など）
- ・混雑した会場内での運搬に危険を伴うもの。
- ・運搬に際して来場者の迷惑となるもの。
- ・契約商品（不動産関連、金融関連、携帯電話、通信関連など）無形財産の販売。
（ただし企業出店などで主催者の認可を受けた物品、サービスについては除く。）
- ・政治・宗教・その他サークルや会員組織、グループへの勧誘行為。
- ・商品として許可を受けていないサンプル品などの勧誘行為。
- ・募金、寄付活動（主催者が承認する場合は除く。）
- ・調理後2時間を過ぎたもの経過したもの。 ※昨年、保健所より指導有。

第12条【飲食ブースをお申込の飲食出店者について】

- ・飲食販売は長野県松本保険福祉事務所が販売許可した物品・調理加工物品に限ります。
それぞれ許可及び申請がないと出店・営業ができません。

第13条【火気使用について】

- ・会場内で火気を使用する場合、直火・焚き火は禁止です。
その他火気の取扱いについては危険の無いよう、安全には十分ご注意ください。

第14条【その他出店事項】

- ・決められたブーススペースをはみ出しての出店はおやめください。（範囲を超えて出店した場合は撤退いただくこともあります。）
- ・ストックヤードはご用意できません。
- ・喫煙は会場指定の喫煙所をお願いします。
- ・お客様との販売取引は、各出店者で行い、主催者は関与いたしません。
- ・イベントリポートなどの取材のため、主催者オフィシャルカメラ及び主催者が取材受付をしたカメラマンが各ブースの撮影を行う場合がございます。出店者及び販売扱い品などの撮影を出店者の許可なく行う可能性がございますが、あらかじめご了承ください。
- ・飲食などで地面を汚す可能性がある場合はあらかじめシートなどをご用意ください。
- ・車を乗り入れる場合は、松本市の許可を取る必要があるため、7月21日（火）までに車両ナンバーをお伝え下さい。
また車の進入、台車の使用については十分安全に留保してください。公園内の走行スピードは10km/h以下をお願いします。
- ・洗い場は森の入り口休憩所内の洗い場をご利用下さい。

水飲み場は排水処理がなされていないので洗物などは絶対にしないで下さい。

以上

●飲食ブースをお申込の皆様への確認事項

下記の事項について必ず確認してください。

【保健所許可申請について】

露天商営業・移動車両販売の場合

「長野県内一円の許可を受けた飲食販売」に限ります。移動販売車両でも「長野県外の許可」では、販売営業できません。各自において販売許可を受けてください。

(車両を松本保険福祉事務所に持ち込み確認が必要です。)

※確認のため、出店申込時に「営業許可済証」のコピーを必ず提出してください。

また、申請中の方はその旨お伝え下さい。

各種申請につきましてご不明な点、詳細は

長野県松本保険福祉事務所 食品・生活衛生課

長野県松本市大字島立1020番地

松本合同庁舎(代)0263-40-1937

露店営業の許可申請について

◆許可施設で製造され容器包装に入れた加工食品の販売に関して、保健所などの許可は必要ありません。

※加工食品とは → 缶詰、ビン詰め、缶ジュース、ペットボトル飲料、弁当など

※加工食品に該当しないもの → 缶に入っているものを容器に移したもの、サーバーから容器に注いだもの、その場で作ったもの(焼そば、たこ焼き、から揚げなど)

◆加工食品に該当しないものを販売する場合には、以下の書類の提出が必要になります。

食品営業許可申請書

営業施設の平面図

登記事項証明書(法人で申請する場合)

水質検査証明書

検便実施証明書(食品の調理、製造、販売に従事する者全員分)

食品衛生責任者選出届(資格を証明する書類(調理師免許証、受講証)のコピーの添付)

※食品営業許可申請書は <http://www.pref.nagano.jp/> のサイト内からダウンロード可

新規露店申請料(飲食店営業で申請した場合):16000円 (喫茶店営業で申請):9000円

手数料:2000円 (5年間有効)

原則、取扱い品目は1施設につき、1品目。1施設につき1つの許可が必要。

飲食店営業:イカ焼、おでん、たこ焼き、お好み焼き、焼そば、ソーセージ類、フライドポテト、五平餅、焼き鳥、焼き魚、から揚げ、飲料(アルコール含む)、アイスクリーム

喫茶店営業:かき氷、飲料(アルコール含まず)、アイスクリーム